

管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ 報告書 概要(案)

指定講習の
現 状

- 理容師免許又は美容師免許を受けた後、3年以上業務に従事し、都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与
- 常時2人以上の理容師、美容師が従事する理容所又は美容所に管理者として配置

事業仕分け
(平成22年5月)

- 廃止(管理理容師・管理美容師講習の廃止)
- 理容師・美容師が2名になる時に講習を受けなければならないという講習制度自体の廃止・見直し



○今後、複雑化する衛生課題に国民の安全・安心を図る観点から、事業所の「衛生管理者」としての位置づけを明確にすべく以下の改革を実施

	現行	改革案
資格の性格	「他の従業者を管理する者」	事業所の「衛生管理者」
配置基準	常時2名以上の事業所に1名	<ul style="list-style-type: none"> ・規模を問わず全事業所に1名 ・法改正を待たず改革の実質的な実施を図る ・地方で1人で営業する理容師、美容師等が受講しやすい経過措置を検討
資格者氏名の明示	なし	明示。顧客や保健所の問い合わせに対応
定期的な受講	なし	なし。生涯教育、経営研修は任意